



## 市長発表 4

令和2年5月11日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

(件名)	(担当)
特別定額給付金給付事業の取組状況	企画部 企画戦略課 地域政策推進室 担当氏名 杉村浩之、磯貴紀 電 話 0544-22-1215 内 線 2317
セールス ポイント	一律10万円の特別定額給付金を迅速かつ的確に支給します。 専用電話を開設します。
1 事業の目的	<p>2 給付対象者</p> <p>3 受給権者</p> <p>4 給付額</p> <p>5 申請方法</p> <p>① オンライン申請方式 (マイナンバーカード所持者が利用可能)</p> <p>② 郵送申請方式</p>

★手書き用申請方式（ダウンロード版申請：市独自の方式）

収入の減少などにより早期に特別定額給付金の給付が必要な方のため、手書き用申請書（ダウンロード版申請書）による申請。

市のホームページから、「手書き用申請書」及び「返信用封筒」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入して、本人確認書類等を貼付して、市へ郵送。

なお、ホームページからダウンロード出来ない人は、各出張所、公民館、交流センターで、申請書を受け取ることができます。

ダウンロードした封筒を利用した場合は、市役所への郵送料はかかりません。

**申請期間** 5月7日～5月29日

6 給付時期

①オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

**給付時期** 5月中旬から順次振込

②郵送申請方式

**給付時期** 6月中旬から順次振込

★手書き用申請方式（ダウンロード版申請）

**給付時期** 5月中旬から順次振込

7 専用電話の開設（本日5月11日～）

富士宮市特別定額給付金専用電話番号

0544-22-1496

（8：30～17：00、平日のみ）